

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年5月28日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 26-41380-0076 号
工事（委託業務）名	河川災害復旧助成工事（護岸）
質 問 事 項	
<p>1. 高速道路利用料金についてお伺いいたします。有効桁数及び端数処理方法をご教示お願い致します。</p> <p>2. 根固めブロック工において、ブロックは製作せず、支給品（二次製品）を使用するのでしょうか。また、連結金具不要のブロックを使用するとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>3. 中層混合処理工後における掘削残土の産廃費用が計上されておりましたが、産業廃棄物適用外との理解で宜しいでしょうか。産廃処理の場合は設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>4. 中層混合処理工の添加量が2種類計上されておりますが、配合試験等は、事前に検討確認済でしょうか。また、六価クロム試験費用は設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>5. 中層混合処理工において、パワーブレンダー工法施工箇所に転石等が確認されますが、撤去費用は変更の対象となるでしょうか。</p> <p>6. 中層混合処理工において、スラリープラントの場内移設は1回計上されておりますが、間接費内の地盤改良機輸送費は分解組立+輸送（往復）のみで、場内移動（右岸～左岸、上流～下流）の輸送費が計上されておられません。機械の移転に分解組立が必要な場合は設計変更の対象になるでしょうか。</p> <p>7. 仮設工で敷き鉄板が必要になった場合は設計変更の対象になるでしょうか。</p> <p>8. 地盤改良に伴い「盛り上り土」が発生しますが、運搬処分費は設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>9. 水替工において、作業時排水で計上されておりますが、常時排水が必要となった場合は設計変更の対象となるでしょうか。</p> <p>10. 図面番号 8/32 コンクリートブロック張工構造図（2）展開図・数量に現地との相違（施工箇所）がございますが設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. 税抜き大型車利用料金を小数点以下切り捨てし、1円単位でm³あたり料金を算出しております。</p> <p>2. 支給品を使用することとしております。また、後段については、御理解のとおりです。</p> <p>3. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。</p> <p>4. 添加量は過年度の工事实績から算出しております。また、六価クロム試験費用については、福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とし</p>	

ます。

5. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
6. 場内移動（右岸～左岸、上流～下流）の輸送費は、共通仮設費の率に含まれます。機械の移転による分解組立については福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
7. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
8. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
9. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。
10. 福島県工事請負契約約款第18条に基づく協議の結果、必要となった場合は対象とします。